



子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験が大切であり、とても大きな役割を担っています。しかし、世の中にはさまざまな事情により自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。そのような子どもたちを自分の家に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持ち、子どもたちの成長をサポートする人を「里親」といいます。茨城県では、里親登録数が380組を超えました（R6年 児童家庭支援センターあいびー）。子どもたちの健全な成長を支え、明るい未来をつくるために、皆さんも里親になりませんか。

里親の種類

○養育里親

さまざまな事情により、家族と暮らせない子どもを自立するまでの期間や家の事情が解消されるまでの期間、自分の家庭で養育する里親です。

○専門里親

養育里親のうち、虐待・非行・障害などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

○養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。

○親族里親

実親の死亡や行方不明などにより、子どもの養育ができなくなった場合に、3親等内の扶養義務のある親族が子どもを養育する里親です。

里親の申込みから登録までの流れ

(1) ガイダンス

里親制度の概要について説明を受ける

(2) 研修・実習

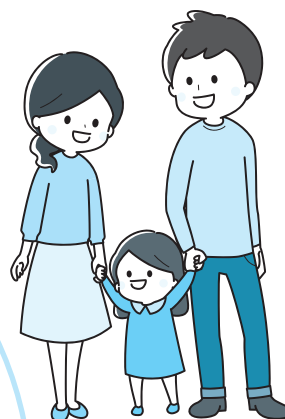
里親制度を理解したうえで、研修・実習を受講

(3) 申請書提出

必要書類と申請書を児童相談所に提出

(4) 調査・審議認定・登録

家庭訪問調査後、審査を経て、里親として適当であると認められた方が里親として認定され、里親名簿に登録される



【お問い合わせ・相談先】

児童家庭支援センターあいびー（茨城県里親制度等普及促進リクルート事業受託）

電話：029-291-3770

HP：<https://doujinkai.or.jp/foster-parent/>

【このページに関するお問い合わせ】

城里町こども家庭センターおひさま（常北保健福祉センター内）

電話：029-240-6550

